



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ライト工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 入江 保美  
(コード番号 1 9 2 6 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 西 誠  
TEL 03-3265-2555

### 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改定を決議しましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示してあります。

以上

## 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり、遵守すべき基本的事項として、「コンプライアンス基本方針」及び「ライト工業グループ行動規範」を定め、取締役自ら率先垂範し全職員への周知徹底を図る。
  - (2) 社長を委員長とする「法令遵守推進委員会」により、遵守状況の監視を行うとともに、関連規程の見直し、定期的な研修を行う。
  - (3) 内部通報を担当する部署を定め、法令、諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、内部通報制度の構築・充実を図る。
  - (4) 業務プロセスにおいて是正すべき事項が生じたときは、プロジェクトチーム等を組成し、改善すべき事項の検討及び改善案の実施により、内部統制システムの有効性を確保する。
  - (5) 市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない。
  
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会規則ならびに文書規程に基づき、法令で作成・保管が義務付けられている文書、経営の重要な意思決定に関する情報等を常時閲覧が可能な状態で保管、管理するとともに、情報の種類別に相当期間保存する。
  
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 「危機管理規程」に則り、経営に重大な影響を与えるリスクの予防措置を行う。また、発生した場合は、社長、担当取締役もしくは担当執行役員を本部長とする対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。
  - (2) 「危機管理委員会」は、危機管理マニュアルに定めるリスクの分類・把握を行うとともに定期的に規程の改訂、研修・訓練等を行う。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会の決定に基づく「社則」に則り、各部署の職務分掌を明確にし、職務権限、稟議規程等により、役割、責任、執行手順の詳細を定める。
  - (2) 取締役会を原則として月 1 回開催するとともに、経営戦略会議を毎週開催し、経営のスピード化を図る。
  - (3) 社外役員と社長等経営幹部の懇談会を取締役会開催日に行い、コミュニケーションの向上と監視・監督機能の強化を図る。
  
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループは「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」

の規定により、グループにおける業務の適正を確保する。

- (2) 各子会社は当社の担当部署が統括し、当該部署の担当取締役もしくは担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会に報告する。
- (3) 各子会社の責任者は、会社ごとに定められた決裁・報告の定めを順守し、業務執行を行う。
- (4) 当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として、「監査役会事務局」を置く。
- (2) 当該使用人による監査役の職務の補助に関しては、取締役の指揮命令は及ばないこととし、人事異動、人事考課等については監査役と協議の上決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会及び重要会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務執行状況を把握し、監査役が必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
- (3) 監査役は、各子会社の取締役会など重要な会議に出席するほか、各子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、必要に応じて各子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、各子会社の業務執行の状況を把握する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換により、監査の実効性を確保する。

平成 18 年 5 月 19 日 制定

平成 20 年 5 月 15 日 一部改定

平成 21 年 5 月 15 日 一部改定

平成 22 年 5 月 14 日 一部改定

平成 23 年 5 月 13 日 一部改定